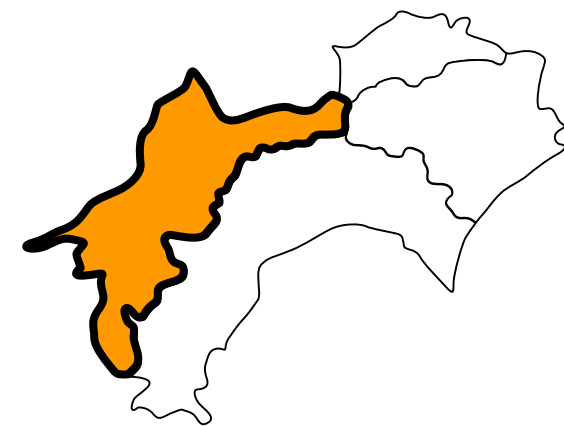


令和3年 地方分権改革に関する提案



消費者行政に関連する計画について

「こまどりのP i P i (ピピ)」



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター

令和3年11月26日(金)

愛 媛 県

「みきゃん」



愛媛県イメージアップ
キャラクター

愛媛県からの提案事項

- 1 都道府県消費者基本計画の法的な位置付けを明確化
- 2 都道府県消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画とを統合した計画策定の促進
 - (1) 両計画を統合して策定できることを明示すること
 - (2) 国の「消費者基本計画」と「消費者教育推進基本方針」の対象期間を統一すること

都道府県消費者基本計画の位置付け

消費者基本法

昭和43年法律第78号

- ・ 地方公共団体は、基本理念に則り、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、消費者政策を推進する責務を有する
- ・ 都道府県消費者基本計画の策定に関する**規定なし**

自治事務

平成12年改正・地方自治法

地方公共団体における消費者行政に関する事務は**自治事務**

地方消費者行政強化作戦2020

令和2年4月1日・消費者庁策定

○各地方公共団体に対し**地域版消費者基本計画の策定を期待**

都道府県、政令市を始めとする各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取り組を進めることが期待される。（本文抜粋）

○消費者庁は、毎年度、都道府県の消費者基本計画策定状況等を**公表**

地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状 (令和元年度現況調査H31.4.1時点) 【抜粋】

<政策目標7> 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

(R2.4.1
消費者庁公表)

地方版消費者基本計画の策定(全都道府県)

| | | | | | | | |
|-----|---|------|---|------|---|------|---|
| 北海道 | ○ | 東京都 | ○ | 滋賀県 | ○ | 香川県 | |
| 青森県 | ○ | 神奈川県 | ○ | 京都府 | ○ | 愛媛県 | |
| 岩手県 | ○ | 新潟県 | ○ | 大阪府 | ○ | 高知県 | |
| 宮城県 | ○ | 富山県 | | 兵庫県 | | 福岡県 | |
| 秋田県 | | 石川県 | | 奈良県 | ○ | 佐賀県 | |
| 山形県 | ○ | 福井県 | | 和歌山県 | | 長崎県 | ○ |
| 福島県 | ○ | 山梨県 | ○ | 鳥取県 | | 熊本県 | |
| 茨城県 | ○ | 長野県 | ○ | 島根県 | ○ | 大分県 | ○ |
| 栃木県 | ○ | 岐阜県 | ○ | 岡山県 | ○ | 宮崎県 | |
| 群馬県 | ○ | 静岡県 | ○ | 広島県 | ○ | 鹿児島県 | ○ |
| 埼玉県 | ○ | 愛知県 | ○ | 山口県 | ○ | 沖縄県 | |
| 千葉県 | ○ | 三重県 | ○ | 徳島県 | ○ | | |

33/47都道府県で達成済み。

※赤

地方版消費者基本計画の策定(政令市)

| | | | | | | | |
|-------|---|------|---|------|---|------|--|
| 札幌市 | ○ | 横浜市 | | 名古屋市 | ○ | 岡山市 | |
| 仙台市 | ○ | 相模原市 | ○ | 京都市 | ○ | 広島市 | |
| さいたま市 | ○ | 新潟市 | ○ | 大阪市 | | 北九州市 | |
| 千葉市 | ○ | 静岡市 | ○ | 堺市 | ○ | 福岡市 | |
| 川崎市 | ○ | 浜松市 | | 神戸市 | ○ | 熊本市 | |

15/20政令市で達成済み。

※赤

《本県提案前》
自治体別に状況公表

<政策目標7> 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

地方版消費者基本計画の策定

都道府県 32/47都道府県で策定済み。

政令市 14/20政令市で策定済み。

《提案対応措置》
総数のみに変更

国の計画等の状況

消費者基本法等の規定

| | |
|------|--|
| 基本計画 | 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。（消費者基本法） |
| 教育方針 | 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。（消費者教育推進法） |

国の基本計画等の対象期間

| 年度 | H29 | 30 | R元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|---------|----|----|-----|---|---|---|---|---|
| 基本計画 | 第3期 | | | 第4期 | | | | | |
| 教育方針 | H30.3変更 | | | | | | | | |

- ・ 第4期消費者基本計画（R2.3.31閣議決定） R2～R6年度
- ・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（H30.3変更） H30～R4年度

都道府県の計画策定に当たっての支障

法律等の規定

| | |
|------|--|
| 基本計画 | 各地方公共団体で、国が策定する消費者基本計画等を 参考に 、地域版の消費者基本計画を策定し、取組を進めることを期待（強化作戦2020） |
| 教育計画 | 都道府県に対し、 基本方針を踏まえ 、その区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画策定の努力義務（消費者教育推進法） |

愛媛県の状況

| 年度 | R元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 基本計画 | | | | | | | |
| 教育計画 | H30.9～ 第二次計画 | | | | | | |

統合計画策定を準備・検討

自治体が参考とすべき国計画等の**期間が異なっている**

求める措置、期待される効果

〔求める措置〕

- 法的な位置付けの明確化
- 自治体計画の統合化の促進に向けた国計画等の対象期間の統一化など

〔求める措置〕（発展形）
国の両計画等の一本化

〔期待される効果〕

- 計画策定の法に基づかない「実質的な義務付け」の解消
- 自治体の計画を、効率的・効果的に一本化して策定

一本化された分かりやすい県計画の策定による県民への訴求力の向上

本県からの提案に対する対応

異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
(地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等)

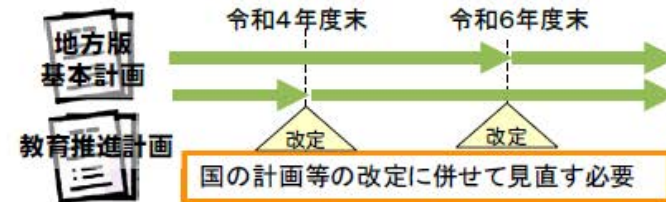
現行

○地方消費者行政において、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の策定が求められている。

| 計画名 | 地方版消費者基本計画 | 都道府県消費者教育推進計画等 |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 策定に当たり参考にする国の計画等 | 消費者基本計画 (R2～R6) | 消費者教育の推進に関する基本的な方針 (H30～R4) |
| 根拠 | 地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁の政策目標) | 消費者教育の推進に関する法律(努力義務) |

支障

- 両計画を一本化して策定できるかが不明確
- 国の計画等の対象期間にずれがあり、一本化した場合でも計画期間途中で見直しが必要



通知等により見直し

見直し後

- 両計画を一本化して策定できることを明確化
- 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間を一致させる方向で検討



効果

- 一本化により、住民に分かりやすい計画の策定が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化

